

静岡県教育委員会

会議録

平成 24 年度 第 10 回定例

8 月 23 日（木）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 8 月 23 日に教育委員会第 10 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|-----------------|----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 24 年 8 月 23 日 (木) | 開会 | 9 時 15 分 |
| | | | 閉会 | 11 時 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 金 子 容 子 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 寺 田 好 弥 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 田 中 潤 | 事務局参事兼学校教育課長 | |
| | | 鈴木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 吉 澤 勝 治 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 石 川 理 恵 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 原 田 揚 一 | 財務課長 | |
| | | 西 川 誠 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 塩 崎 克 幸 | 高校再編整備室長 | |
| | | 活 洲 みな子 | 社会教育課長 | |
| | | 柳 田 恭 一 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 中 村 孝 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監 | |
| | | 神 田 景 司 | 教育総務課主席主任人事管理主事 | |

4 その他

- (1) 第 23 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1～7 及び 9 月の主要行事予定は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第 23 号議案は人事案件、報告事項 5・6・7 は調整中の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第 23 号議案及び報告事項 5・6・7 を非公開とする。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

＜非＞第 23 号議案 教職員の懲戒処分

委 員 長： 議案書 1 頁「第 23 号議案 教職員の懲戒処分」について、鈴木学校
人事課長より説明願う。

学校人事課長： <議案についての説明>

教育総務課長： <議案についての補足説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

委 員 長： 杉本教育総務課長から提示された別添資料「旧義務教育課における不適切な事務処理に係る事案」の中には、6 名の職員が実名で記載されている。この 6 名の資料は、同じく別添資料の「教育委員会定例会資料」の「6 処分の量定（案）」の「(2) 当時の上司」に関する資料と考えてよいのか。

学校人事課長： 「(2) 当時の上司」とは、榊原が平成 10 年度から平成 11 年度にかけて旧義務教育課に所属していた当時の直属の上司のことである。杉本教育総務課長から提示された資料は、平成 17 年度関係者と平成 22 年度関係者 6 名の資料であり、榊原の当時の上司ではない。

委 員 長： では、別添資料の「教育委員会定例会資料」の「(2) 当時の上司」の欄に固有名詞がないのはなぜか。

学校人事課長： 当時の上司とは、現在は、榊原高校事務長の後藤昌広である。

委 員 長： 口頭ではなく、資料として提示してほしい。

学校人事課長： 申し訳ない。すぐに名前が入った資料に差し替える。

委 員 長： このような資料は全て公文書として残っていく。これは不備である。

教育次長： 「文書訓告」については議案ではないため、これまでも固有名詞は出していない場合もあった。ただし、今後については、固有名詞を出した方がわかりやすいので固有名詞を記述した資料に改めたい。

学校人事課長： 名前と所属が入った資料をすぐに用意する。

委 員 長： この資料そのものは公文書ではないかもしれないが、我々に説明する資料として、名前や所属等が入ったきちんとした資料を用意してもら

いたい。議案を審議する際に付随資料は大変大切なものである。議案書だけで審議するのではなく、様々な付随資料があることによって大局的な審議ができるようになる。そのような資料作成を心がけてもらいたい。また、裁判等になる恐れもある。資料は大切である。

教育総務課長： マスコミ報道では、榊原の職名は、現在の所属である県立浜名特別支援学校事務長と出るが、この事件はあくまで事務局内部で起きた事案である。襟を正す上でも、定例会終了後に各所属長を集めて概要を説明し、再発防止に向けた指導を行う。

溝口委員： 榊原の勤務状況が「21A」とあるが、どのような意味か。

学校人事課長： B評価が「普通」でA評価は「良好」である。榊原の平成21年度の勤務評価はA評価であった。同じく、平成22年度も平成23年度もA評価であった。

溝口委員： 非常に優秀な職員なのか。

学校人事課長： 仕事に時間がかかる職員だと報告は受けているが、基本的には地道に仕事をこなし、浜名特別支援学校においても事務長として対外的な処理等、きちんと行っていると校長から報告を受けている。

溝口委員： このような事件が起きてしまったのは、チェック体制ができていなかったからであって、当時の上司の責任は重い。文書訓告では処分が軽いのではないか。今後はどのような対策をしていくのか。

学校人事課長： 平成10年、11年にこのような事件が起きたのだが、この事件とは関係なく、平成12年に財務課によるチェック体制を強化している。実は、このような預金口座の事務処理等、適正な会計処理の確保が前々から課題になっており、事業執行者以外の日常的なチェック体制の整備を平成12年度から行っている。

溝口委員： 平成12年度からチェック体制が強化されたようだが、それで漏れてしまった部分が現在出てきてしまっているということは、他にも出てくる可能性があるのではないか。

学校人事課長： このような預金口座が他にも無いか調査をしたが、全くないということであった。

教育総務課長： 各課に調査を依頼したが、残高がある通帳はないと報告を受けた。

加藤委員： 民間だと会社の帳簿と外の帳簿（預金通帳等）は必ず一致する。今回のケースは役所の帳簿には残金は無いことになっていた。外（金融機関）から言われて残高があったことに気付いた。これは、民間だと考えられない。

斉藤委員： 平成10年や11年に県や国に決算報告書を提出しているはずである。その際に、予算は全て使い切りましたと虚偽の決算報告をしていることになる。つまり、決算書の改ざんをしている訳ですね。違いますか。

教育次長： 書類が残っていないので証拠は無いが、その可能性は充分にある。

加藤委員： 通帳に記帳し、それをチェックする習慣があれば気付くことができた。内部の帳簿しかチェックしていないから、改ざんされても気付かなかったのではないか。それが、一番大きな問題である。

- 齊藤委員： 榊原の上司である後藤が帳簿と通帳を照合しなかった。これをやるのは上司として当たり前のことである。
- 加藤委員： 普通は上司が部下に対して、お金を保管していた銀行の通帳を持って来いと言う。例えば、色々な理事会や協同組合などの監査では、帳簿上の数字と外部に持っている預金口座の数字との照合を必ずやる。それがやられていなかった。ちょっと考えられない。
- 齊藤委員： 本人もさることながら、当時の上司の責任が重い。
- 溝口委員： 本人は処分を受けているのに、虚偽を認めた上司が文書訓告では、悪しき前例になる。2人は同罪である。減給等の処分を受けるべき。
- 教育次長： この事件は平成10年、11年のことだが、その後、全庁的にプール金の問題等が出てきて、会計システム全体の見直しが行われた。しかし、当時はこのようなことが起こりえた状況にある。また、当時は実行委員会方式がたくさんあったが、現在はだいぶ整理されている。現在では、教育委員会事務局の場合は財務課がチェックするシステムが構築されているが、当時はそのようなシステムも無かった。現在では考えられないような杜撰な会計処理が県庁内で行われていた。当時の上司の責任は非常に重いが、書類も残っていないし、管理監督責任で懲戒処分になることはあまりない。文書訓告は給与に影響が出る重い処分である。
- 齊藤委員： 文書訓告も懲戒処分の1つなのか。
- 教育次長： 懲戒処分ではなく、指導措置である。ただし、ボーナスなどの給与面や昇給にも影響が出てくる重い措置である。
- 齊藤委員： 平成17年度に銀行からの通知で口座が発見された時に処理を怠った者は厳重注意とあるが、厳重注意と文書訓告はどちらが重いのか。
- 教育長： 指導措置は、厳重注意、口頭訓告、文書訓告とあり、文書訓告が一番重い処分である。
- 加藤委員： 民間では会社内で不祥事が起きた場合は、担当取締役まで処分が及ぶ。場合によっては、代表取締役まで処分が及ぶこともある。部下を監督するために取締役がいる。監督を怠ったために例えば部下が公金を流用して会社に損害をもたらした場合は、有価証券報告書を見ればわかるが減給は役員にまで及んである。もはや、民間では役員は椅子に座っているだけのお飾りではない。監督責任は非常に重いと言われている時代である。民間の事例を参考にしながら監督者は給料をたくさん貰って、お飾りで座っていればいいという役所の感覚を考え直さなければならない。この事例については過去の問題であるので、過去の延長線上で処分されるのは仕方ない。これからの事件については、民間の手法を参考に役所も変わってもらいたい。
- 溝口委員： 文書訓告と戒告の違いは何か。
- 教育次長： 戒告は懲戒処分、文書訓告は指導措置である。
- 溝口委員： 別添資料「教育委員会定例会資料」の「5 過去の事例」にある平成20年度の県立総合病院の事例と今回の事例は同じではないか。当時の

書類は残っていないにしても、担当者が虚偽の報告をしたから通帳にお金が残っていた訳で、そういった意味では同じなのではないか。県立総合病院の事例では担当者は減給処分で監督者も戒告になっている。したがって、後藤事務長も戒告が妥当ではないか。

教育総務課主席主任人事管理主事： この件に関しては、弁護士と相談した。その際に県立総合病院の事例とも比較してもらった。県立総合病院の事例は事務所運営費が存在しなかったと積極的に虚偽の報告をしている。また、通帳や銀行カードを裁断処理して証拠隠滅を図っている。そこにかかなりの積極性が見られる。今回の事例については、そこまで積極的に虚偽報告や隠蔽工作をしていないと判断した。しかし、杜撰さにおいては嚴重に処罰するべきとの見解を伺っている。

委員長： 横須賀高校で事務職員が懲戒処分を受け、事務長が監督責任を問われた事例があった。その時も感じたが、通帳を持ってこさせて見るだけで発覚することであった。そんな簡単なことをしていなかった。最初に私が指摘した資料作成に関してもそうだが、きちんとした仕事の積み重ねができていない。そういった意味では、高等学校の事務室は大学の事務室と比較してプロの集団ではないと感じる。大学の事務室はきちんとした事務処理をしないと補助金が全てカットされるので厳正な事務処理を行っている。そのあたりの意識を高めて欲しい。

斉藤委員： 通帳をチェックするだけでなく、領収書も全部チェックしなければならない。このケースは虚偽の報告書を国や県に出した訳であるが、予算を全て使い切ったと報告するためには何かに使い切ったという領収書を添付しないと成立しない。そのような領収書を作り出した悪意も感じられる。これはこれで良いとしても今後の問題として預金通帳だけでなく、領収書のチェックもしっかり行ってもらいたい。

委員長： 過去のことで証拠も不明確である。今回は原案どおりでよい。

加藤委員： 私もそれでよい。J-SOXを知っているか。民間では取締役は株主からお金を預かって運営するので、きちんと会社の管理をしなければならないことになっている。その管理を怠って、会社内で不祥事が起きた場合は、その不祥事に関しては会社の責任であるとされた。そのため、民間では、J-SOXに対応するために社内整備を行った。このJ-SOXは国が作ったシステムである。国が作って民間に強制しているにも関わらず、役所が何もしていないのはおかしい。このような事例については、一度、財務課などで民間のJ-SOXを勉強してみてもどうか。

委員長： その他、質疑等はあるか。

委員： (特になし)

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

委員： (異議なし)

委員長： 第23号議案を原案どおり可決する。

＜非＞報告事項5 平成25年度使用教科用図書採択結果

委員長： 報告事項6頁「報告事項5 平成25年度使用教科用図書採択結果」について、田中学校教育課長他より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

高校教育室長： <報告事項についての説明>

特別支援教育室長： <報告事項についての説明>

斉藤委員： 高等学校の教科書に旧課程と新課程が混じっている理由は何か。

高校教育室長： 高等学校は年次進行で新学習指導要領を適用しているためである。

委員長： 「教科用図書選採委員会」は機能しているか。

高校教育室長： はい。各教科内での検討が中心となっている。

委員長： 昨年、短時間で開催されていると説明を受けた。その実態に変化はないか。

高校教育室長： 今年度の実態は把握していない。

斉藤委員： 特別支援学校で使用する教科書は高等部も含めて無償なのか。

特別支援教育室長： 小中学部に関しては無償である。高等部に関しては有償だが、就学奨励費という制度があり、学校で使用した教材費は一部還元している。

斉藤委員： 保護者の負担はいくらかあるのか。

特別支援教育室長： ゼロではない。しかし、ほとんどの家庭で一部還元を受けている。

斉藤委員： 需要数が少ないので教科書の単価が高いと思う。それを保護者が負担するのは大変である。それでは、補助されている訳ですね。

特別支援教育室長： はい。

委員長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項5を了承した。

＜非＞報告事項6 重大な生徒指導事案報告基準の見直し

委員長： 報告事項8頁「報告事項6 重大な生徒指導事案報告基準の見直し」について、田中学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 前回より丁寧に書かれていて良くなった。現在はネット犯罪が増えている。ネット犯罪に対応する部分はどこか。

学校教育課長： ネット犯罪が多いことは理解している。検討したい。

溝口委員： 報告基準の項目を増やすか、事案例を増やすかして対応してほしい。

委員長： ネット犯罪は現代的な課題である。検討いただきたい。

加藤委員： 犯罪と犯罪の手段は分けなければいけない。手段は犯罪ではない。メールそのものは犯罪ではない。メールで犯罪を起こした場合は犯罪である。それを分けて考えなければならない。

委員長： それは分けなければいけないけれども、この報告基準の作成は抑止力

にもなるので、ネット等の言葉を記述することは必要だと思う。

教 育 長： 「ケ その他校長が重大な事故や事件と判断した場合」の中の報告事
案例にネットや携帯を悪用した犯罪にさいて記載を加えたい。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項6を了承した。

＜非＞報告事項7 重大な生徒指導事案報告（平成24年7月）

委 員 長： 報告事項9頁「報告事項7 重大な生徒指導事案報告（平成24年7
月）」について、田中学校教育課長他より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

小中教育室長： <報告事項についての説明>

高校教育室長： <報告事項についての説明>

特別支援教育室長： <報告事項についての説明>

溝 口 委 員： 障害者だからといって犯罪者にならない訳ではない。特別支援学校で
事件が起きた場合、警察とはどのようなやり取りになるのか。

特別支援教育室長： 行為に対し判断ができるかできないかで処分が異なる。今回は判断
ができる生徒だと考えている。

委 員 長： いじめの根絶は学校教育だけではなく家庭教育が大事である。子ども
同士のいじめに端を発して大人の間でも大きな問題になることは諸外
国にも事例がある。取りあえず、いじめの報告を受けた県立学校には
全て行きたいと個人的には考えている。今まで、富士高校と浜松工業
高校は訪問している。近々に富士宮東高校と春野高校を訪問したいと
考えている。現場を踏まえて教育行政を考えなければならない。いじ
め対策も同じである。実際に行くと色々なことが見える。学校は一生
懸命対応しているし、家庭教育も非常に大事だと感じた。また、幼児
教育が重要だと実感している。幼児教育の専門家が教育行政に携わる
ようお願いしたい。私の考える専門家とは、大学等で幼稚園教諭の
免許を取得した人のことである。現在は、小学校教諭が幼児教育を担
当しているようだが、学問的にも全然違う。ちなみに、教育委員会事
務局内に幼稚園教諭の免許を持っている人間はいるのか。

学校人事課長： 本庁の学校人事課に1名、女性の人事管理主事で該当者がいる。
元々は小学校の教諭で大学時代に幼稚園教諭の免許を取得している。幼
稚園での勤務経験はない。その他には、総合教育センターに2名、静東
教育事務所に2名おり、合計5名である。総合教育センターの2名も静
東教育事務所の2名も履歴からは幼稚園に勤務した経歴があるとは確認
できなかった。

溝 口 委 員： 学校訪問をして分かったことが3つある。1点目は、校長や生徒指導
教諭と直接話をして、先生方の情熱も感じた。我々、教育委員は先生
ではないので、民間人が学校訪問をすることで現場に活力を与えるこ

とができていると実感している。社交辞令ではなく、訪問した学校の先生方は来てくれて良かった、元気が出たと言ってくれた。2点目は、閉塞的な空間で起きていると感じた。理数科であったり、土木科であったり、授業も一緒に部活も一緒であったりするような閉塞的な空間でいじめは起きやすいのではないかと。空気の入れ換えが必要である。3点目は、スクールカウンセラーの活用が大切だと思う。第三者的な人間の活用が必要である。先生にも親にも友人にも言えない場合がある。第三者に話を聞いてもらう場を提供することも大切である。

加藤委員： 私が学校訪問して気付いたことは、家庭の問題が学校に持ち込まれていることである。富士高校も浜松工業高校もそうであった。したがって、保護者会やPTAに発信することが大切である。その時に、教育委員会から発信すると責任逃れをしていると誤解を受けるかもしれないので、我々が民間の立場で講演してもよい。富士高校でいじめを受けていた女生徒は、ものすごく過保護であった。中学生までは親から成績優秀で褒められてばかりいた。ところが、富士高校の理数科に入学したらみんな優秀な生徒ばかりで、お前の言っていることは間違っているのに何を偉そうに発表しているのだと他の生徒に授業で馬鹿にされた。それをいじめだと思って訴えたところから問題が発覚した。これは自分の子どもは絶対に正しいという親の接し方が生んだケースである。別の接し方があることを保護者に発信していかなければならない。浜松工業高校の場合はいじめに参加した3人は家庭問題を引きずっている。この子たちはストレス解消でいじめをしている。この子たちは、反省会をしたことで自分たちの行動がいじめだと気付いた。問題は、子どもにストレスを与えた家庭である。保護者に発信していないと、この問題は解決しない。

委員 長： 質疑等はあるか。
全委員 員： (特になし)
委員 長： その他、質疑等はあるか。
全委員 員： (特になし)
委員 長： 報告事項7を了承した。

【非公開の解除】

委員 長： ここで非公開を解除する。

報告事項1 市町教育委員会事務局訪問中間報告

委員 長： 報告事項1頁「報告事項1 市町教育委員会事務局訪問中間報告」について、吉澤教育政策課長より説明願う。
教育政策課長： <報告事項についての説明>
委員 長： 質疑等はあるか。
溝口委員 員： ヒアリングは事務局同士で行っているのか。
教育政策課長： はい。教育長が入っている場合はある。

加藤委員：政令指定都市の高校を訪ねた時に、工業高校や商業高校ではキャリア教育が極めて大事であるが、県立高校の場合は静岡市や浜松市からは管轄外だということで協力が得られないと校長に聞いた。政令指定都市は市立の専門高校を持っていて、そこに対する就職斡旋やキャリア教育に対しては協力的だが、県立高校には協力的ではないと聞いた。そのあたりを調整していかなければならない。

教育政策課長：高校では県立学校も市立学校でも進路指導研修会等も含めて同じ対応をしている。今の話は静岡市のことか。

加藤委員：あまり具体的には言えないが、政令市の中にも就職を斡旋する部署があるが、市立高校と県立高校に差別があるという話を聞いた。

溝口委員：訪問結果の概要を見ると、市町村で小中学校が話題の対象となっていて青少年の育成や社会体育などの話題が少ない。

委員長：授業がわかるという生徒が減っている。35人学級にすればきめ細かい指導ができるので授業がわかる生徒が増えるという話であったが、そうってはいない。民間ではお金をかければ成果が問われる。そのあたりをどう考えるか。

学校教育課長：指導法改善も含めて、全体を見直すことが大事であると考えている。

委員長：私は、指導法改善を前から言い続けている。少人数にしても指導方法を改善しなければ学力は向上しない。一斉授業だけでは、何人になっても変わらない。

学校教育課長：形態が変わった時に、そのメリットをきちんと生かしているかという所を見届ける必要がある。また、市町によって県全体の動向とは違う場合がある。市町独自の取組の情報も得て、県全体では授業がわかる生徒が減っているが、頑張っている市町もある。そのあたりの取組も広めていく必要もあると感じている。上がっている市町と下がっている市町でどのような違いがあるかも比較していきたい。

溝口委員：総合型地域スポーツクラブは増えているのか。市町の財政状況が厳しくて教職員の指定年齢検診ができないと報告されているが、公立教職員共済組合に所属していれば全員できるのではないか。財政で厳しくてできないのか、仕事が忙しくてできないのか、状況がわからない。

スポーツ振興課長：6月末現在、25市町で59のクラブがある。

福利課長：基本的に、健康診断は設置者が行うことになっている。よって、県立学校は県が、小中学校等は市町が健康診断費用を負担することになっている。健康診断のうち、生活習慣病健診は法的に義務付けられているが、指定年齢健診は義務付けられていない。高齢者の身体に係る病気の死亡が多いこともあり、県立学校は県単独の予算で指定年齢健診を行っている。

また、共済組合は全組合員（県立学校、政令市を含む市町立学校等）の健康を支援するために予算の範囲内で人間ドックを行っている。指定年齢健診は法的義務ではないが、同じ県費負担教職員でもあることから、各市町に同様な健診ができるようお願いをしている。実施し

ていない市町からは、「市町部局職員は実施していないことにより不均衡である」「自分の健康は自身（個人）で行えばよい」という意見もあるが、最も厳しい理由は、財政状況である。

- 全 委 員：（特になし）
委 員 長： その他、質疑等はあるか。
全 委 員：（特になし）
委 員 長： 報告事項 1 を了承した。

報告事項 2 平成 25 年度開校 駿河総合高等学校の校章の決定

- 委 員 長： 報告事項 2 頁「報告事項 2 平成 25 年度開校 駿河総合高等学校の校章の決定」について、塩崎高校再編整備室長より説明願う。
高校再編整備室長： <報告事項についての説明>
委 員 長： 質疑等はあるか。
全 委 員：（特になし）
委 員 長： 報告事項 2 を了承した。

報告事項 3 デジタル版『新東名で行く！ふじのくに文化財探索まっぷ』のWeb公開

- 委 員 長： 報告事項 3 頁「報告事項 3 デジタル版『新東名で行く！ふじのくに文化財探索まっぷ』のWeb公開」について、柳田文化財保護課長より説明願う。
文化財保護課長： <報告事項についての説明>
委 員 長： 質疑等はあるか。
全 委 員：（特になし）
委 員 長： 報告事項 3 を了承した。

報告事項 4 ロンドンオリンピックに出場した本県関係選手の成績

- 委 員 長： 報告事項 5 頁「報告事項 4 ロンドンオリンピックに出場した本県関係選手の成績」について、松田スポーツ振興課長より説明願う。
スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>
委 員 長： 質疑等はあるか。
溝 口 委 員： 日本は 38 個のメダルを獲得している。特に団体種目のメダル獲得が多く、銀座でのパレードなど日本全体で盛り上がっている中で、静岡は寂しい状況にある。もう少しでメダルに手が届く状況であると思うので、ジュニア中心に競技力の向上に努めてほしい。引き続き、パラリンピックが開催される。パラリンピックにも本県関係者がたくさん出場しているので注目したい。
委 員 長： その他、質疑等はあるか。
全 委 員：（特になし）
委 員 長： 報告事項 4 を了承した。

報告事項 平成 24 年 9 月の主要行事予定

委員 長： 報告事項5頁「報告事項 平成 24 年9月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 平成 24 年9月の主要行事予定を了承した。

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成 24 年度第 10 回教育委員会定例会を閉会とする。

会議の概要を記録し、署名する。

署 名

署 名
